



126

特250

873

昭和十四年二月十日發行

守り！推さ

北方の生命線

大正協會編



始





網曳地の洋北



口湖カユシウる群の鮭

鮭の群を待つ人々

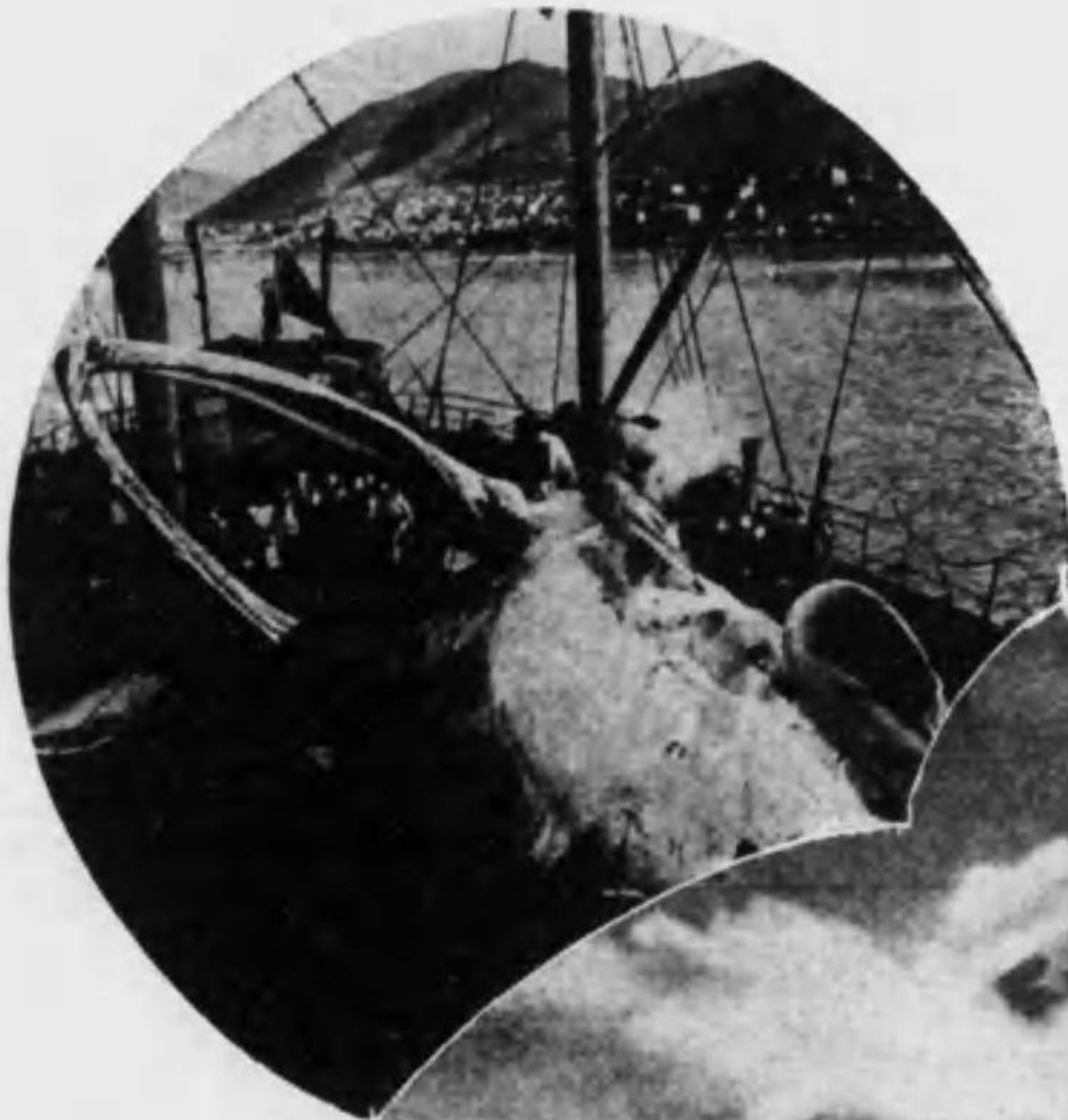


（橇犬）力搬運要主のカツヤチムカ



夫漁く働に業漁洋北

アザラシ群



北洋の作業船

士富カツヤチムカ



宅住の者働



勞業漁





北洋漁業の紛争は必然……………(七)

北洋漁業は國家の世襲財産……………(二二)

北の生命線Ⅱわが既得權……………(二五)

議會の言論、不謹慎……………(二八)

視よ！ 改訂交渉の不遜態度を……………(三一)

わが漁區の安定が根本問題……………(三七)

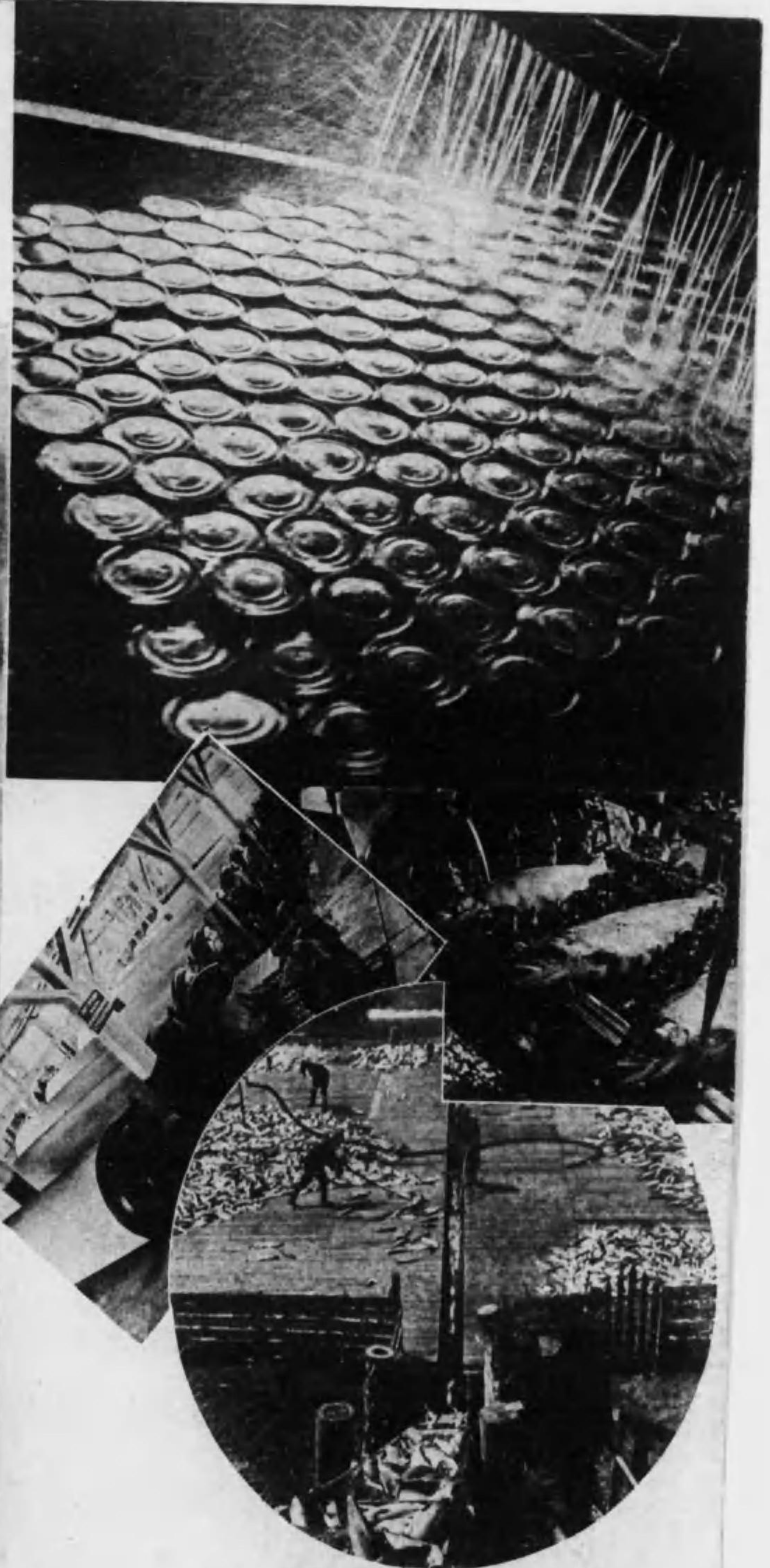
不都合なる競賣制公示……………(三一)

競賣に参加するな……………(三五)

自衛出漁は容易……………(三六)



目次



魚より詰るなにてまる

ソ聯に實力なし……………(三九)

ソ聯は何故強がるか……………(四一)

國策會社を樹立し戰線を統一せよ……………(四三)

我等の力で守れ……………(四七)

— 目次終 —

守れ！推さ

北方の生命線

北洋漁業の紛争は必然

北洋漁業のいざごさは全く年々歳々の事であつて、耳にたこが出来てゐることは事實である。なせ、北洋漁業、換言すればカムチャツカ、オホーツク、沿海州等のソビエト聯邦の領海内で行ふ漁業が、かくも執拗に紛糾するのであらうか。言ふまでもなく、漁業は魚を獲ることであるから、何等の妨害なく魚さへ獲れば問題は起らぬ筈である。ただ魚が獲れぬといつても天然自然、不可抗力の理由、いはば魚類が自然

に減少したり、或ひは荒天その他で作業が出来ぬやうな場合には、文句のもつてゆき處もなくしたがつて諦めねばならぬが、これが人工的妨害によつて魚獲出来ぬことになる、そこに問題が起つて来る。

殊に、妨害の手段、方法が作爲的であつたり、惡意的であつたりすれば、紛争の生ずるのは寧ろ當然であつて、紛争、紛議の起らぬのが不思議といはねばならぬ。

見よ、ソ聯の邦人漁業に加へた壓迫振りを、逐年、既得權益侵害行爲は極めて露骨となり、かつその數も枚擧に遑がない程多數にのぼり、最近では漁業權の行使さへ危ぶまれ、このまゝに放棄しておけば、北海漁場より邦人が驅逐される日も遠からぬといふ情態を示すにいたつたのであるから、日ソ兩國が、國家的尖銳的に對立し、いまだかつて見ざる最惡の瀬戸際に立つにいたつた。

その間の、實情を知るものは、口に隱忍といつても、よくこゝまで辛棒してきたものだと思ふ驚歎する外ないのである。

ソ聯のわが方に加へ來たつた不法壓迫、不信行爲の數種を摘出するに

漁區競賣の際、個人の假面をかぶつた國營企業が、入札に参加して無暗に價額をつりあげ、不當落札を企圖したこと、乃至は本邦船の査證拒否、漁業員の渡航禁止から始まつて漁區の一方的閉鎖要求、漁場における交通禁止、搬魚の制限、食料品の補給禁止、藥品、醫療機具の持ち込み制限等々、そのいづれもが壓迫のための壓迫であり、故意に目論んだ不都合極はまることのみである。

就中、漁場現場におけるソ側取締官憲の不信行爲は、言語に絶するものがある。

例へば、ウラジオの漁業廳より、漁場地區内に井戸を掘る許可を受けて作業を開始し、いよいよ掘りあがつたので、これに給水装置を施さんとしたところ

現場官吏は、井戸を掘る權利は與へてゐるが、給水装置の許可は漁業廳

から届いてゐないと稱して工事を妨害し、すつたもんだの揚句には、改めて漁業廳に許可の申請をなすべしと強要し、或は、作業上必要な地均しの許可を受けてこれを行つたところ、現場官吏は地均しの許可は承知してゐるが、その地上の草を刈る許可は與へてないといふ。

かういふ調子で、全く稚氣に類した非常識極まる苛め方をして、とやかくとわが方の作業を妨害し、また當業者は、各漁場毎に日誌を備へて、記入することになつてゐるが、現場官吏が點檢した際、隣接した二個の漁場日誌において同日、同時刻の風速記入に一、二米の差のあるを發見し、これを日誌記入不正確として調書を作成し、さらに租借漁區の地區外において三、四の足跡を發見したソ聯官吏は、右は無斷地區外に出たものとして調書を作成した。

さらにまた、ラヂオ受信のことであるが、ラヂオの受信機はソ聯の漁業用無税品中にちやんと記載され、輸入は許されるが、それを使用する場合には、通信人民委員部の

許可が必要であるとし、實際問題としては未だに設置出來ず、そのため日本からの氣象通報の聴取は不可能となり、カムチャツカ方面で頻々と起る時化から、生命財産の危険を救ふことが出來ないといふ現状にある。

かゝるソ聯の暴狀をなんと見る。

かゝる無法な壓迫と抗争しつゝ、なほかく荒浪狂ふ北洋で漁業に従事し、もつて國力増進に精進するわが當業者の意氣、實に壯たりと雖も、何が故に、今日まで、赤裡々に國民の前に、ソ聯の暴狀を暴露し、國民とともにこれが排撃、清掃の聖志を披歴しなかつたか不思議といはざるを得ない。

況や、かゝるソ側の不法行爲が白日の下に曝された今日、この禍根を芟除せずして何として紛争の解決を企圖することが出來よう。

北洋漁業は國家の世襲財産

北洋漁業權はわが國家の、正々堂々たる永遠不滅の權益である。

即ち、公文化されたわが北洋漁業權は、日露戰勝の結果たる明治卅八年九月のポーツマス條約に基いて獲得し、この事實は更らにまた、日ソ國交の樹立を規定した、大正拾四年一月の芳澤・カラハンの北京條約によつて確認されて今日に至つてゐる。

言はば、この權益は、われ等の親、兄弟が血と肉とを犠牲にして、確保したものであるが故に、通商上の互惠協定の如く、双方の犠牲負擔の上に立脚するものでなく、また國交關係の一起一伏によつて、左右せらるゝと言ふが如きものではない。

萬一、この權益に動搖の兆ありとすれば、これを守るわが國民は如何な

る障礙、妨害にもめげず、血と肉とをもつて永遠に死守、確保せねばならぬものであることは、敢て言葉を贅するまでもない。

世間の一部には、やゝもすると、この國家の權益を輕んじ、或は先人開拓のこの國益を無視するが如く、ソ聯の暴狀によつて起つた紛争を「またか」と一笑に附し甚だしきは、日本側に非がある如く解し、乃至は「五月蠅きもの」として敬遠する人々すらあるが、かゝる徒輩は國權の何たるかを無視する、國賊的存在と言はざるを得ない。

今日のわが北洋漁業は、ソ領漁業を母胎とし、漸次母船式蟹漁業、母船式鮭鱈漁業、北千島漁業等を發達させて、現在では年額九千萬圓にのぼる漁獲高を上げ、益々發展の勢を示してゐるが、ソ領沿岸における漁業、即ち日ソ紛争の導因となつてゐるソ領海内を中心とした、北洋漁業の經濟的價值は、四千萬圓の生産品と、二萬人の邦人労働者使用、及び四十萬噸の船舶運用である。

だから、この程度の經濟的價值擁護を、戰爭の原因とすることは、一般的通念によ

る計算上では無謀の話であるが、

北洋漁業には、經濟問題を超越した政治的意義があり、これを單なる經濟上、産業上の問題として、理解することは重大なる謬りである。北洋の魚にカナダの小麥、濠洲の羊毛と異なる點ありとすれば、實にこの一點にかゝて來る。

また、一部には、ソ聯の壓迫に辟易してか、ソ領漁業を放棄し、これに代るに、近年著しく發展しつゝある母船式鮭鱒漁業（沖取り）母船式蟹漁業（公海漁業）北千島鮭鱒漁業を、もつてすればよいと唱ふるものもあるが、これは一知半解の解釋で、かゝる單純なる比較論、消極論は國家權益に對する、根本觀念を誤つてゐるものと言はねばならない。こゝで繰返して言ふまでもないが、北洋漁業には條約上の權益として、確固たる根據がある。

それは、ギヴ・アンド・テイクの原則の上に、發展した經濟的立場ではなく、國民

の血と肉とで、購つた媾和條約に根底があり、また國民的感情に立脚する、國家の世襲財産でもあるからだ。

斯く觀じ來れば、これが迫害を傍觀することは國家の頹勢を意味することとなる。従つて、我等は國交を賭するの覺悟を以て、國權擁護の大旗を翻さなければならぬのである。

北の生命線—わが既得權

北洋漁業權が、日露戰爭によつて確保された國家の權益であることは、前述の通りであるが、更らに、

いまから遡ること二百年前、既に我等の祖先が、北海の風雪怒濤を蹴つて北方開拓、北洋漁業權の礎石を築いた事實を顧みれば、今日、問題の北

洋漁業権は、二世紀にわたるわが既得權益であることが、明白に裏書きされるのである。

即ち、史實によると十六世紀の末、慶長四年松前藩が、蝦夷地支配の覇権を握るに及んで北蝦夷即ち樺太も、その領有下に入ることとなり、その結果、松前藩は樺太の開発に手を染めるに至つたのである。

その後寛永年間、藩臣をして、樺太南部の視察を行はしめたのを嚆矢とし、爾來、代々樺太の調査研究を重ね、寶曆元年（西曆一七五一年）には、藩臣加藤某をして、漁場開発のため樺太を視察せしめ、翌二年には藩自らクシユンコタン（九春古丹）外二ヶ所に、官營漁場を開設せしめたのであつた。

これより、良漁場發見を目的として松前藩から、樺太視察に赴くもの續出し、民間にあつては寛政七年伊達林右衛門、栖原小右衛門の兩家が、漁場請負人としてトウブツ（撈洲）に漁場を開始したが、これが民間における、樺太漁業の濫傷と言はれてゐる。

これに相違いで、其の他の漁業家も、松前藩の許可を得、春季樺太に渡航し、アイヌを使役して漁業に従事し、秋の初め松前に歸還し、漁獲物を内地に賣込み、巨利を博するのを例とするやうになつたのであるが、これが實に記録に残されたわが北方漁業開拓史の、第一頁をなすものであらう。

寛政二年、松前藩は藩吏を派遣してシラヌシ（自主）に勤番所を設け、此處に運上屋を築いて、漁業の保護監督の任に當らしめ、更らに、稍々下つて享和年間には、亞庭灣に四ヶ所、西海岸に三ヶ所の漁番屋が開設された。

當時、漁業請負による運上金収入は、松前藩の最大唯一の財源をなし、大なるものは一漁區一千二百兩に上り、年收總額において六萬兩を超え、小藩の収入としては、比類なきものと言はれた。この事實は、當時における漁業の隆盛を物語るものである。

十八世紀の中葉以來、我等の先人は、孜孜營々として經營に従ひ、父は子に傳へ、子は孫に傳へて、今日發展の基礎を築いたのである。即ち、露

領(ソ領)漁業の發達史は、わが民族の北方發展史である。今日、それが北のわが生命線と稱せられることも洵に因縁深きものと言はねならない。そして、此の二世紀にわたる、我祖先の北方發展の成果を承け継ぎ、今後益々これを維持發展させることは、我々、日本民族としての責務でなければならぬ。

議會の言論、不謹慎

興亞議會と稱し、東亞の新建設をめざして、華々しく開會された第七十四帝國議會だけに、現下の重要問題の一つたる、日ソ漁業條約改訂交渉が議題となることは當然であり、選良と政府當局が、如何に國家の權益擁護のために、力闘するかと識者の視聽を集めつゝあつたが、期待はその冒頭に於て完全に裏切られた。

貴族院本會議に於て、日ソ間の紛争を解決する一手段として、北洋漁業權と北樺太とを交換するのも、一私案であると述べた、阪谷芳郎議員の質問演説は、言語道斷、

正氣の沙汰とは受け取れなかつた。

北樺太は、もとわが領土であつたから、帝政ロシアを殲し無償で繼承專有するソ聯から、これを受取ることも言ふのならば容認されるが、これと北洋漁業權とを、交換するとは何事であるか。國家の權益たる北洋漁業權の存在を、何んと心得てゐるか理解に苦しむものである。

かゝる言論が議場を横行し、既得權 \parallel 北方の生命線を、輕々しく手放すが如き空氣を漂はすやうでは、折角の「興亞議會」も看板倒れとなるであらう。そして秘かに横手を打つて北叟笑むものは、ソ聯政府のお歴々であらう。

ソ聯當局自らが、二月と公言した本年の漁區競賣期日を、突如、三月十五日まで延長した裏面は、目下開會中の議會の動向、こゝを中心として起る日ソの感情、或はまた、國論の現はれを、窺はんとしたものとさへ解釋される。それ位ソ聯は帝國議會における言論、またその言論によつて、擡

頭する民間輿論を鵜の目、鷹の目で窺つてゐるのである。

その實例は、過去の事實が雄辯に物語つてゐて、帝國議會の選良の中に、宛もソ聯の代辯者かの如き言説を吐く議員すらあつた。

だからソ聯は、議會に對して、深甚の注意を拂ふと同時に、隙あれば攻勢に出てその虚を衝かんすものと虎視眈々たるものがあるのだ。

それにしても、政府當局の一部には、ソ聯今日の對日態度を甘く見て、漁業條約改訂交渉も、やがては成立するものと、樂觀的態度を持續してゐるもののあるのは、實に不可解千萬な事である。

改訂交渉のもつれた理由、そして目下交渉中のものは、暫定協定の部類に屬してゐるが、その交渉半ばにして、ソ聯は不法にも、一方的に、わが安定漁區をも、脅やかすが如き舉に出で、理不盡にも競賣漁區中に入れてこれを公表してしまつた。

斯くの如き状態にあるため、問題がたとへ一時的小康を示すことがあつても、根本

的解決に達したもとは言はず、むしろ遙かに、遠いものといはざるを得ぬ始末なのである。

いづれにしても議會の言論には、深甚な注意を以て、その一言一句が、國運の伸展に如何に微妙な影響を齎すかを、認識すべきである。

視よ！ 改訂交渉の不遜態度を

交渉が繼續されてゐる以上、飽くまで隱忍自重、平和裡に問題の解決を圖るべく努力することは、一應の國際通念である。しかし、これも對手によりきりで、それを一方的に金科玉條として墨守する位、愚かなことはない。

視よ、漁業條約改訂交渉中における不遜なるソ聯の態度を。

昨年末、やんやの騒ぎをやつて遂ひに妥協點に達せず、しかも暫定取極めも不成立に終つて、形式上無條約状態に陥り、來る四月の漁季までに、解決せぬ場合には、權

益擁護の最後手段の發動を見るの破目にまで、叩き込まれたのは、一體全體、だれの責任であるのであらうか。

言ふまでもなく、その全責任は確然とソ聯側にある。

何故ならば、漁業権が確認されてゐる以上、その行使法を規定する漁業條約を、締結することは當然の義務である。それにも拘らず、ソ聯は條約の締結を、拒否するの舉に出たのであるから、尋常一様の解釋で割り切れる筈はない。

現行條約は昭和三年五月廿八日効力發生となつたものである。同條約は有効期間八年と規定されてゐる。従つて八年を経過した昭和十一年五月廿日を以つて期限満了となつたのである。

そして、もし期限満了となる際、敢て修正、改訂の必要がなければ、同條約はそのまま引續き十二年間、効力が延長されることも、十五條の規定によつて、はつきりと定められてゐる。

ところが、同條約は施行後、各方面で缺陷を暴露し、このまゝでは、日ソ双方共、不都合を感じるやうになつたので、兩者會議の上、改訂交渉を行ふこととなつた。これが即ち、今日世間周知の改訂交渉であつて、全く日ソ兩當局合議の上、開始されたものなのである。

改訂交渉は昭和十年六月十二日、時の駐ソ大使館參事官酒匂氏（現ポーランド大使）とカズロフスキ極東部長（肅清工作の犠牲となる）との間に行はれた、第一回會談を皮切りに、本格的に續行されたのであつた。

勿論、本格的交渉に入つたとはいへ、その間、隨所に意見の對立を示し、幾度か暗礁に乗りあげ、遂ひに、豫期の期限内には妥協に達しなかつた。そこで昭和十一年五月、同條約を同年一杯そのまゝ延長、その間において交渉を繼續、解決しやうとした。

この交渉の中軸を、流れてゐた双方の言ひ分を檢討すると、日本側は漁業條約改訂の必要が、漁區のいはれなき侵蝕、迫害を防止せんとするにあることを主張するに對

し、ソ側は日本人所有漁區を奪還しやうとする意圖を示したので、主張は根本的に對立、交渉の成行きは最初から憂慮されてゐた。

然し、ソ側もその非を悟つたのか、第一回暫立協定後、引續き交渉をつゞけた結果昭和十一年十月二日にいたり遂ひに妥協點に達し、協定案文の作成となつた。

これが世に言ふ酒匂・カズロフスキー協定である。

同改訂案の骨子は左記の如くである。

- 一、條約有効期間を八ヶ年とす
- 一、安定漁區の有効期間と條約期間延長
- 一、ルーフアル換算率は現状のまま、(ルーフアル \parallel 三十二錢五厘)向ふ五ヶ年間据置とす

一、特別契約漁區(罐詰漁區——日本所有四十四ヶ所)の期限を條約期間延長

一、特別契約漁區及び廣田、カラハン協定漁區(所謂安定漁區)以外に對しては

競賣制度の存續を認む

一、魚族保護

(イ)河川漁業の中止及び制限並に沖取漁業の抑制

(ロ)漁族保護上必要と認むる區間においては新漁區を設定せず

以上は必ずしも、わが方として満足して迎へたものではなかつたが、互譲によつて妥結したもので、まづ一我慢することゝなつた。

かくて、十一月廿日を期して正式調印を約し、それぞれ國內手續を了へることとなつたが、調印豫告の前日たる十一月十九日に至り、突如“國內手續未了”を口實に調印を拒否したので、またまた、もとの木阿彌、事態は急轉惡化してしまつた。

當時ソ側は、日本がドイツとの間に、防共協定を締結したことを聞き込み、これを口實としたことは明瞭であるが、從來、ソ聯はコミンテルン(國際共產黨)の活動に對

し抗議を申込むと、コミンテルンは國際團體であつて、ソ聯政府とは無關係であると嘯ぶき、しやあしやあしてゐたものである。ところが一度、日本がドイツと反國際共產黨防共協定を結ぶと、前言を無視し、日獨協定は直接ソ聯を目標とした、反ソ協定であると稱して抗議し、八つ當りの態度を示し出した。そして、遂ひには、調印を拒否し、またも暫定協定の延長となり、これが二回、三回と繰返されてきた。

昨年、愈よ結末に達せんと、わが方は誠心誠意、ソ側に勸告、改訂交渉の締結を促したのであるが、ソ聯の交渉に對する、不遜なる態度はいよいよ募り、時あたかも日本が支那事變處理に多忙を極め、或ひは英米佛の干渉が云々されると、好機至れりとその隙に乘じ、惡どい手段を弄して、牽制するが如き態度に出て來たのである。

それのみか、昨年の交渉に於ては、從來より更らに不遜的態度を示して、最初から、酒匂・カズロフスキー協定を否定してか、つたばかりか、漁業問題と全然、別個のものである宗谷海峡航行權問題、乃至は北鐵代金未拂問

題等を持ち出し、終始横暴的文句を並べ、問題の解決を妨げ、これによつて飽くまで日本を牽制するが如き、ジエスチユアすら示したのである。

かゝる態度から見て、交渉が圓滿に妥協點に到達することの不可能なことは、理明であつた。果せるかな、昨年未満了となるにも拘らず年内に暫定協定すらの締結を濫り、遂ひに形式上の無條約状態を出現しつゝ、本年に入り、そして現在に至つてゐるのである。

わが漁區の安定が根本問題

漁業條約改訂交渉の骨子が、日ソ兩國關係漁區の配分問題にあつたことは前述の通りであるが、要するに、ソ側が漁區競賣制を惡用し、個人の假面をかぶつて國營企業を進出させ、しかも不當の値段をもつて落札し、日本人所有漁區を漸次奪取するの行爲を續けて來たところに起因してゐる。

この實例は、日ソ兩國の漁區表を一瞥すれば極めて明瞭である。即ち、明治四十一年の日露漁業協約施行以來、昭和三年にいたる期間に於ける、日露兩國間の漁區數は、日本側は一貫して平均八割以上を占め、露國側は二割以下の劣勢であつた。

昭和三年においては、左記表の如くわが方の二百五十五個區に對し、彼は四十二個區、その割合は八五・%對一四・%に當つてゐた。

ところが、日ソ漁業條約實施以來、ソ側は國營企業の進出とともに、コオペラチーヴ(協同組合)や、個人の企業を國營の傀儡として、漁區競落に不當參加させた結果、ソ側の漁區權は俄然増加し、新條約實施の第一年たる昭和四年には、日本側が四十八を増して三百三區となつたのに對し、ソ側は一躍百廿區を獲得して百六十二漁區となり、その割合は六五・%對三四・%となり、更に翌昭和五年には、五三・%對四六・%、昭和六年は五〇・%對四九・%となつてわが勢力は漸落の一路を辿來た。

◇日ソ租借漁區表

年 度	日 本	ソ 聯
昭和三年	二五五	四二
同 四年	三〇三	一六二
同 五年	三一八	二七二
同 六年	三〇九	三〇一
同 七年	三九二	三〇一
同 八年	三五七	三五二
同 九年	三八六	三六五
同 十年	三九五	四一四
同 十一年	三九九	四一九
同 十二年	三九一	四二四
同 十三年	三八六	四〇九

昭和七年以來、日本人の租借漁區が、極端に減少しなかつたことは、廣田・カラハ
ン協定換言すれば、當時日本人の租借漁區の大半が、安定することとなつた事實が嚴
存してゐたことを、忘れてはならぬ。

從來、北洋漁業における紛争、ともすると國家を堵してまで、鬭争するが如き雰圍
氣を示した對立關係の根本原因は、漁區の競賣制にあつた。

この事實は、ソ側がつとに認めたとところで、これがため昭和六年八月、時の廣田駐
ソ大使は、ソ聯當局と折衝し、一年後の七年八月にいたつて、遂ひにカラハン外務人
民委員代理との間に取極めが成立し、こゝに當時、日本人の租借してゐた漁區の大部
分は（二百八十二漁區）は條約満了まで、競賣によらず引續き借受け、經營すること
が出来ることとなつた。

これが所謂、廣田・カラハン協定と、名付ける日本人漁區の安定協定である。

昭和七年に於ける、わが方の現有漁區は三百九十二、その中、既に安定してゐた漁區

即ち特別契約漁區の四拾四（罐詰工場）及び五ヶ年期限借受漁區八、合計五拾二を除
いた三百四拾漁區に對し、二百八拾二漁區が長期安定することとなつたのであるから
實に現有漁區の八割強の安定となつた。これがため、さしも紛争を重ねてゐた北洋漁
業問題も、全部とはいはねまでも餘程平靜になり、従つて、暗雲たゞよふ日ソ間にも
暫し晴れ間さへ見られたのであつた。

それ故に「安定漁區」が、如何に北洋漁業の紛争を左右する、重大なる原因とな
つてゐるかは、ソ聯當局も疾にこれを認めてゐたのである。

不都合なる競賣制公示

ソ聯の國營企業の進歩と共に、國營の假面をかぶつた個人企業、コーペラティブの
不正跳梁となつて、紛争の禍根を生んだ事實を、ソ側は充分に認識してゐるだけに、日
本人租借漁區の安定問題が、如何に大きな役割を演じてゐたか、百も承知なのである。

それが證據には、改訂交渉が不成立に終つた場合、「安定漁區」協定を含む現行條約の暫定延長を、三回も繰返し、一時を糊塗したとはいへ、最悪の場面を巧みに回避してきた事實が、極めて雄辯に證明してゐる。

だから、日本側もまた「安定漁區」の確保こそ紛争芟除、條約改訂の根本問題であると強く主張してきた。

昨年の改訂交渉に於いても、これを骨子として、交渉してきたことは、右の理由からであつた。

ところがソ聯は、言を左右にして「安定協定」の撤回をせまつて引かず、剩さへ、漁業條約と何等關係のない問題まで持ち出し、兎角の難癖をつけ「酒匂・カズロフスキーを前提とするに於ては、交渉に應ずることは出来ない」といふが如き、臆面もない不誠意振りを、發揮するやうになつたのである。

これがため、昨年末、遂に、改訂交渉はおろか暫定協定すら不成立に終り、本年一月以降、形式上は全く無條約に陥る始末に立ち至つた。が然し、昨年末、日本側からソ側に對し、今後の措置をどうする志であるかと詰めよつたところ、ソ側は來年（即ち本年）に入つても交渉を繼續の用意ある旨を答へたので、日本側は、このソ側の言明を了承、最短期間内に協定成立に至らんことを要望するとともに、右交渉繼續中ソ側が、現状を變更するが如き、措置を執らぬものと諒解する旨申入れ、現状のまま引續き折衝することとした。

かくて、例年十二月末、公示される競賣漁區の公示を行はなかつたので、ソ側も交渉繼續中現状維持を守つたものとしてゐると、本年一月三日の西（參事官）シローノフ（極東部長）の會談において、突然、シローノフは近く本年入札漁區の公示を、行ふ豫定であると申入れたので、わが方はソ聯の一方的不法行爲を糺弾したが、ソ側は更らに「二月中に競賣を行ふ」といひながら、一月十五日にいたるや、ソ側は強引にも

“来る三月十五日、極東漁業廳において二百九十三漁區の競賣を行ふ旨” 公示したので事態急轉、尖鋭化するにいたつた。

現在日本人の租借してゐる漁區三百八十六を分類すると

- 一、安定漁區 二七九
- 二、特別契約漁區 四四
- 三、本年なほ租借期限のある漁區 五四
- 四、安定漁區外で租借期限満了のもの 九

となるが、右のうち、この特別契約漁區は、數個を除いて一年間の延長を認めてゐる外、三の本年なほ租借期限のある分は、先づ問題ないとするも、残りの一、安定漁區 四、期限満了の分は、前記公示の二十三漁區中に、包含されてゐることが判明した。そこで、このソ聯の不信行爲糺彈の聲は聳然と起り、その成行は俄然重大視されるにいたつた。

競賣に参加するな

ソ聯の一方的不法行爲による“安定漁區”を含む競賣公示の報をうけたわが關係當業界は、極度に憤慨し、一月十九日、露領水産組合が、緊急總會を開いて對策を協議した結果“安定漁區を含む漁區の競賣は絶対に參加せざること”を決議するとともに來るべき出漁期には、北洋漁業權益確保のため、斷乎萬難を排して、自衛的出漁を行ふことを決定した。

次いで函館における當業者も緊急大會を開き“競賣不参加、自衛出漁敢行、既得權益の擁護”を申合はせ意氣冲天、正に皇國臣民の本領を發揮した。

若しも、ソ聯のかゝか國際信義を無視した、一方的不信行爲による競賣に参加すれば、ソ聯の行爲を、裏書したこととなり、愈々ソ聯の乗ずるところとなることは、火を賭るよりも明かで、勢ひ込んだソ聯は、急速度に北洋漁場から、日本追ひ出しを實

行するの段取りとなるのである。

かゝることは、絶対に容認し得ざるところで、斷乎禍根芟除をめざして、大手術をすることこそ、問題解決の根本要諦と知らねばならぬ。

自衛出漁容易

去る大正十年及び十一年の二回に亘り自衛出漁（自治的出漁）の舉に出たことは世間周知の事實である。

世間の一角には本年“自衛出漁”の聲が起るや、ソ聯政權が確立し、ソ聯飛行機潜水艦が北洋に出没してゐる現狀下に於ては、自衛出漁も容易に非ず、その至難さは大正十、十一年の頃と比すべくもないと、極度に悲觀説をなすものがあるが、思はざるも甚だしいと言はねばならぬ。

かゝる徒輩は、國家の權益、わが北方の生命線たる既得權益の何ものたるかを解せ

ず、徒らに恐露の幻影に慄く、卑怯未練の臆病者と言はねばならぬ。

大正十、十一年代と今日とを比較して云々するが、ソ聯に飛行機、潜水艦を數へるなら、日本にはより以上優秀なる軍備の充實しつゝあることを確認すべきである。

それよりも、大正十、十一年當時の漁獲技術法と、今日とは雲泥の差があり、いはんや北千島の開發、發展振りは實に驚くばかりで、こゝに北洋漁業の中心根據地を置き、漁獲に従事し得る今日、微々たる工船をもつて、僅かに自治的出漁した當時とは比較すべくもないのである。

見よ、大正十一年四月二十八日、外務省が発表した自衛出漁に関する聲明を。

「帝國政府に於ては、メルクロフ政權を承認せるものには非ざるも、露領沿岸における本年度本邦人の漁業經營に關しては、關係地方の實情に鑑み、不得已同政權と交渉を試み、努めて互讓妥協の精神に基き、協議し來りたるところ……中略……全く我交渉に對し誠意を缺きたるものと認むるの外なし、仍て帝國政府は、一面斯る競賣を

有効なるものと認むる能はざると共に、他面條約に基く既得權擁護の趣旨に依り、不得已機宜の措置として、帝國政府の公正妥當と認むる條件のもとに、露領水産組合が同組合員として自治的に出漁を行はしめることを容認し、之に對しては適當と認むる範圍において、帝國艦隊を以て保護監督を爲すべく、漁區借區料及び其他の公課金は從來の例を按照して之を定め、前記組合をして之を徵收し、適當の機關に供託せしむることとせり、而して右措置に關し起生す可き問題に就ては、將來帝國政府において適當と認むる露國政權と之を協議すべし。」

この斷乎たる決意を見よ。二十年前においてすら、既にかくの如しである。況んや新東亞の建設を目指す我等日本國民は、不正不義を膺懲し、以てわが國益を確保する闘志に燃え、萬難重疊に抗して決然蹶起するの意氣を天下に宣すべきの秋である。

ソ聯に實力なし

一方、ソ聯であるが、あの大きなづら體を抱きながら缺陷、病患は、隨所に散見されてゐるが、纔かにその詐術宣傳力のために、無敵横綱のやうな錯覺印象を、世界に與へてゐるに過ぎないのである。

だが、ソ聯の實體は斷じて彼等の放送するが如きものではない。

吠える犬は弱い——遠吠えとなると、正氣の沙汰と思へぬ程騒ぎたてるが、いよいよ近づいて對手強しと見ると、雲を霞と尾をまいて一目散に逃げ隠れる。

丁度、ソ聯の實體はこれだ。だから、ソ聯の遠吠えに怖れて周章狼狽的態度を示すと、益々彼等に跳梁の廣場を與へるの結果となるのだ。

ソ聯の現在は、どの角度からみても苦悶のどん底にある。數年來打續いたスターリン化の「血の肅清」によつて政府、黨の要人から各産業、交通、外交部門、さては

一時世界を震撼させた、赤軍の最高幹部までが、排けられてしまった。その「赤の嵐」は今日と雖も續いてゐる。

如何に言論を封鎖し、人民の耳目を蔽ふ政策を強行し、ゲ・ベ・ウを總動員して彈壓に彈壓を加へたとしても、天理を背き人倫を破壊する政治に、華が咲き實がみのらう筈はない。ソ聯の人民は早魃時の植物の如く萎えしほみ、光明のない獸的生活にあえいでゐるばかりである。

それがために、勞働能率の極端なる低下となり、軍、政府、黨、産業部門等々に於ける規律は弛み、生産はあがらず、士氣は衰へて重大なる事態を招來しつゝある。

スターリンとその一黨は、國內の統一強化に躍起となりつゝあるが、その結果は如何に計畫倒れであるか、國內現勢が十二分にこれを立證してゐるのである。

ソ聯の唱ふる非常時、舉國一致の叫び聲は洵に空虚な哀歌でしかないのだ。

纔かに國民の視野を外國に向けることによつて、國內の狀態を隠蔽しつゝあるのだ。

これは宛も野良犬が遠く吠えたてゝ、己れの弱いことを隠くすと同時に相手に向つて強いといふ印象を與へんとするのと同様である。

この野犬的ソ聯に弱味を示すことは、やゝもすると噛みつかれる惧れがある。我等は斷じて消極的姿態を戒慎せねばならぬ。ソ聯何ものぞの堂々たる自信をもつことが時局下、極めて緊要事であることを牢記せよ。

ソ聯は何故強がるか

弱いソ聯は何故かくも大膽に日本に對して強がりの態度を執るのか――。

それには、左のいくつかの種々相が想像される。

一、汪兆銘の脱出によつてあかく蔣介石が、英、米、佛等に頼つて最後の抗日闘争をなさんとする際、英、米、佛がそれに色氣を示してゐるので、ソ聯も一役かつて出で、北方から日本を脅やかし、もつて日本の氣勢をそゞぎつゝ、支那の抗日力

をあふり、間接的支那援助を目論まんとすること。

二、蔣介石を中心とした國民黨勢力の後退と同時に、共産黨勢力の擡頭、進出となつてゐるので「ソ聯強し」「ソ聯頼るに足る」の印象を與へる必要に迫られてゐること。

三、漁業は經濟的意義に重點がおかれてゐるが故に、これによる關係が相當惡化しても戦争までは前途遠しと睨んだこと。

四、日本は北洋漁業權を國家の權益と主張するも、事實は漁業會社の利害關係に屬し、國民總意の反擊を集めることは至難である睨んでゐること。

五、國內統制——スターリン政權強化の手段として、排外思想の涵養による敵愾心の喚起目標を實力衝突に縁遠い北洋漁業においたこと。

六、排外思想喚起の重點を、支那事變で多忙の日本においたこと。等々の理由が考へられる。ソ聯がどう判断しやうと、何を劃策しようとする勝手だが

もしわが方に空隙があれば、ソ聯は必ず其處を狙つて衝いて來ることは容易に想像される。この點を充分に考慮警戒し、これに對する拔本塞源の秘策を講じておくことが極めて肝要である。

國策會社を樹立し戰線を統一せよ

ソ聯の底意が奈邊にあらうと、ソ聯の如き統一國家に對し、不統一の戰線をもつて對抗することの、如何に不利であるかは議論の餘地がない。

國營の強味をもつて日本側の個人企業に喰ひ入り、或は日本側企業間における對立を利用し、種々な劃策をやつたことは、從來幾多の生々しい實際が、これを立證してゐる。

今や、我が國は新東亞の建設をめざして驀進しつつある。この秋こそ舊來の行きがかりや陋習を打破し、新鮮なる意氣をもつて國民の總力を發動すべきである。殊に、

ソ聯の如き相手に對してはその必要極めて急なるものがある。何を好んで不統一を暴露せんとしてゐるのか。

現に、ソ聯當局がわが當局に向ひ、

“日本は口を開くと、北洋漁業を國民の權益といふが、利益を受けてゐるのは漁業會社關係者と、極く僅かなもので、國民の大多數は無關係ではないか”

と高言してゐる。このソ聯の捨てゼリフは、聞き流しにすることの出来ない言葉である。

そこで我等は先づ速急に、北洋漁業會社の統制を行ひ、もつて對ソ戰線を單一強化すべきことを強調するのである。

一月二十四日の衆議院豫算總會に於て東武代議士はこの問題を探り上げたが、

“北洋漁業問題は極めて憂慮すべき性質のものであつて、日魯が設立される時、既にこれを國家事業とすべしといふ意見が擡頭したのであるが、不幸時の大藏省の不

同意によつて、立消えとなつたのである。然しこれは、年々の條約變更に伴ふ磨擦を、全面的に解決する點から言つても、これを國家權益として、蟹工船等をも打つて一丸とする國策會社に改組すべきを妥當と考へるが如何”

と質問した。

右に對し、櫻内農相は

“漁業權の伸張をはかることの、急務なることはいふまでもないが、現在北洋漁業に従事してゐる會社は四社あり、北洋漁業を統制するためにはその前提としてこの四社を統合すべきである。従つてこれを國策會社とするよりも、統制會社とすべしといふ意見もあり、そのいづれにするか、乃至はこの外に、適當な方法もあらうかと、今考究中である”

旨を答辯した。

目下考究中とあれば、いづれは具體化するのではあらうが、平時と違ふ

現下の如き非常緊迫の折柄、一般が認めて是なりといふことは速やかに實現すべきである。國策會社であらうと統制會社であらうと、名稱はいづれでもよし、要は戦線の統一にある。政府は速急に統制案を示し、その態度を明確にすべきである。

現在、北洋漁業に従ふ四會社とは、日魯漁業、太平洋漁業（沖取り）北千島水産、日本水産（母船式蟹漁業）であるが、右のうち前記三會社は日魯系であるが、日本水産は日産系で、資本系統を全然異にしてゐる外、漁業形式もソ領海内漁業、沖取、流し、母船式蟹漁業とそれぞれ違ひ、更らに甚だしきは、日魯が農林省の監督下にあり太平洋、日本水産は農林省の許可制であるが、北千島水産の如きは、北海道廳の許可制であつて、監督官廳すらかくの如しで、いかに、我が方の最前線が不統一であるか一目瞭然、たゞ／＼呆然とせざるを得ない。

かゝる状態にある爲め、相手に乗せられこそすれ、我れを有利に導くことは至難中

の至難事である。

北洋漁業が國家の權益である以上、慣習にのみ支配され、國家の不利と知りつゝ、何等對策を講せず、苟安をむさぼることは、斷じて容認することが出來ない。對ソ關係打開の途はこの手あるのみといつても過言ではあるまい。

我等の力で守れ

北洋漁業權が、わが國家の永久不滅の權益であり、先人の血と肉によつて確保した遺産であることは、屢説の如くであるが、一部國民の間には、今なほ我不關焉といふ態度をとるもののあることは洵に遺憾の極みである。

北方生命線に關する認識が淺かつたためであるならば、事態を正視し、速やかに國民總意、總力を振興し、先人の遺産を確保すべく、あらゆる努力を傾倒すべきである。

鐵は熱してゐる間に打て、と言ふ。腫物は小さい間に思ひ切つた外科手術をする

のが名醫である。常に「斷」の決意をもつて臨むことが、事態を好轉さす秘妙の策である。勿論、我等は軽々に戦争を云々するものではないが、國家の既得權益、即ち北方の生命線が侵犯されるが如き場合に處しても、なほ隱忍自重の一語で泣寝入りをすることは斷じて出來ないのだ。

正義には組するが、不正不義に對しては、斷々乎としてこれを排撃するのが日本國民の使命であり、この精神こそ新東亞建設の礎である。

ソ聯の如きに乗ざれぬためには、常にあらゆる準備と、鐵の如き堅き決意をもつて事にあたらねばならぬ。

守れ權益！ 我等國民の手で。

— 完 —

昭和十四年二月八日 印刷納本
昭和十四年二月十日 發行

東京市麹町區五番町二番地

發行兼編輯 三 武 錠 史
印刷人

東京市麹町區內幸町、幸ビル

發行所 大 靖 協 會

振替東京一五二一七三番
電話銀座 四七二四八番

無斷轉載

非賣品

大靖協會規約

一目的 本會はソヴィエト聯邦に關する情報を蒐集し、その真相を調査し、適當なる方法をもつて之を會員に發表すること、及び研究所を設けてソヴィエト聯邦の事情に精通せる人材を養成することを目的とす

一會員 會員を分ちて維持會員、普通會員の二種とす

維持會員は年額金六十圓を納附す（但し一人にて數口を持つことを得）

普通會員は年額十二圓を納附し毎月三回發行のパンフレットと年數回發行の單行本の配布を受く

一役員 本會には左の役員を置く

會長一名 顧問若干名 理事長一名 理事若干名 評議員若干名

一入會 入會は會員の紹介と理事長の承認を要す

志	石	入	尾	川	龜	武	原	增	三	渡	渡	同	同	同	同	同	同	同	顧問	理事	理事長	
岐	倉	江	澤	村	岡	田	子	田	武	邊	部	村							陸軍中將	陸軍中將	陸軍中將	陸軍大將
守	己	種	方	數	豐	秀	廣	正	錠	太	柳											
治	矩	嶺	郎	二	一	輓	雄	史	郎	郎	里											

(五十音順)

終

